

電気需給契約に関する重要事項説明書

本書面では、電気事業法第2条の13の規定に基づき、電気需給契約の締結にあたり重要な事項を記載します。同法で規定される契約締結前後の書面交付については、原則本書面および当社 Web ページで提供します。なお、電気需給契約の詳細は、電気基本契約要綱及びお客様が適用を受ける小売プラン定義書（以下「要綱等」といいます。）に定めます。

◆電気使用の申し込み、電気需給契約の成立及び契約期間

- (1) お客様が新たに電気需給契約を希望される場合は、**要綱等を承諾したうえで**、当社が必要とする事項を明らかにし、当社所定様式でお申し込みいただきます。
- (2) 販売単価や契約期間などの契約条件は、**お客様がお申し込みのプラン**によって異なります。電気需給契約のお申込に際しては、お客様が適用を受ける個別プラン定義書を含む**要綱等を十分にご確認ください**。
- (3) 電気需給契約は、お客様からの申し込みに対して当社が承諾したときに成立いたします。原則、**契約条件等は要綱等**で示すものとし、需給契約書の作成はお客様から申し出があった場合又は当社が必要とする場合のみ行います。
- (4) 契約締結後のお客様とのご契約内容のお知らせは原則、当社がお客様専用にて発行する Web ページやメール等の電磁的方法で行います。
- (5) 当社は、**要綱等を変更する**ことがあります。

◆一般送配電業者に関連する工事費等の負担

- (1) 当社が、一般送配電事業者からお客様の需要場所に対応する供給地点に係る工事費等の負担を求められた場合、当社はその金額を**お客様から申し受けます**。

◆電気の使用開始予定日

- (1) 当社へスイッチング手続きいただいた後の供給開始予定日は、原則として、従前の小売電気事業者（旧小売電気事業者）との解約や一般送配電事業者との託送供給契約成立等の手続きが完了した後の、一般送配電事業者の託送約款等に定める**次回または次々回の計量日**を基本とし、できる限り速やかに開始いたします。
- (2) 旧小売電気事業者への解約連絡は当社がお客様に代わり行いますので、**当社の供給開始とともに旧小売電気事業者との契約は解約**されます。

◆料金・割引種別の適用等

- (1) お支払いいただく料金は、**お客様が契約するプラン**により異なります。プランごとの料金は個別プラン定義書のほか、**本書 P4 でもご確認ください**。
- (2) 月の途中で当社が提供する電力を利用開始又は利用停止された場合、要綱等で定める規定に従って**料金を日割計算いたします**。
- (3) 当社が割引キャンペーンを実施している場合は、お客様の申し込みに基づいて割

電気需給契約に関する重要事項説明書

引を適用いたします。

◆供給電圧及び周波数

【供給電圧】 標準電圧 100 ボルト、200 ボルト、又は 6,000 ボルト（契約プランにより異なります。）

【周波数】 標準周波数 60 ヘルツ

◆電気ご使用量や電気料金の算定方法等

- （１）使用電力量等の算定は、一般送配電事業者が託送供給等約款に従って行い、当社は **その結果に基づいてお客様の電力使用量を算定** します。
- （２）料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、又は需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間又は直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。
- （３）毎月の料金は、お客様の **契約容量または契約電力** に基づく基本料金と、お客様が **ご利用になった電力量** に基づく電力量料金の合計といたします。
- （４）当社は、原則として **燃料調整費に係る料金を徴収いたしません**。ただし、今後の市場動向や社会情勢等で変更される場合があります。
- （５）再生可能エネルギー発電促進賦課金は、経済産業省資源エネルギー庁が毎年の単価が決定して公表するもので、 **全国一律で同額が適用** されます。

◆電気料金等のお支払い

- （１）お支払いは、 **毎月 26 日の口座振替** によるものといたします。なお、26 日が休日の場合、直後の平日を支払期限日といたします。
- （２）支払期限日を経過してもなお電気料金のお支払いがない場合は、要綱等の定めに基づき、延滞利息対象日数あたり **年 14.6%の延滞利息** を申し受けます。

◆お客様の申し出による電気需給契約の変更又は解約

- （１）お客様のお申し出による軽微な契約の変更（例：名義変更）及び解約については、当社問い合わせ先へのメールやお電話によりご連絡いただきます。
- （２）中途解約では原則として違約金は発生しませんが、お客様が「小売 10 年プラン」をご契約の場合、不可抗力などによる場合を除いて **違約金が発生する場合があります**。違約金に関する詳細は、要綱等にてご確認ください。
- （３）契約の解約により、 **債権債務が消滅することはありません**。
- （４）お客様が当社から他の小売電気事業者へスイッチングされる場合の解約については、新たな小売電気事業者に対し契約の申し込みをしていただきます。

電気需給契約に関する重要事項説明書

◆当社からの申し出による電気需給契約の解約

- (1) お客様が**支払期限日をさらに 20 日経過**しても電気料金のお支払いがない場合、当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の電気料金についてお支払いがない場合又は要綱等によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務のお支払いがない場合には、当社は電気需給契約を解約することがあります。また、電気を不正に使用した等、当社が要綱等に定める一定の事由に該当するときは、電気の供給を停止又は解約することがあります。
- (2) お客様が、当社に電気の使用廃止の通知をすることなく移転され、電気の使用がないことが明らかな場合には、当社及び一般送配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に契約を解約いたします。
- (3) 契約の解約により、需給契約期間中の料金およびその他の**債権債務が消滅することはありません**。

◆不正行為に伴う違約金及び設備賠償金

- (1) お客様が、電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合等、契約に違反した場合、当社はお客様が不正に支払いを免れた金額の**3 倍に相当する金額**を、違約金として申し受けます。免れた金額は、適正な供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。
- (2) 不正期間が特定できない場合、当社の判断で**6 か月以内の期間**といたします。
- (3) お客様が故意又は過失によって、その需要場所内の当社又は一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、又は亡失した場合は、その設備について、当社設備の場合かつ**修理可能であるときは修理費**、当社設備の場合かつ亡失又は修理不可能であるときは、**帳簿価額と取替工費との合計額**を賠償していただきます。また、一般送配電事業者の設備の場合は、一般送配電事業者に生じた損害の賠償に要する金額を賠償していただきます。

◆その他の注意事項

- (1) お客様が当社にスイッチングされると、旧小売電気事業者との契約は解約され、旧小売電気事業者への**違約金が発生する場合**があります。また、旧小売電気事業者で利用されているポイント等が失効・停止する場合等、**お客様の不利益になる事項**が発生する場合があります。ご了承ください。
- (2) クーリング・オフにより契約を解除された場合や当社から契約を解約した場合等で、お客様が無契約状態となったときは**電気の供給が停止**いたしますので、契約の締結を希望される小売電気事業者へ申し込みいただく必要があります。
- (3) お客様には、必要に応じた一般送配電事業者等による敷地への立ち入りなど、**託送供給等約款で規定する需要家の責任**に関する事項を遵守いただきます。

電気需給契約に関する重要事項説明書

1. 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

分類	申込の前提となるプラン契約	違約金	契約種別
低圧 電灯	・ 特になし	なし	シンプルプラン
	・ 特になし	あり	小売 10 年プラン
	・ 低圧電灯 PPA17 年プラン ・ 村営住宅専用 PPA17 年プラン のいずれか	なし	いくさか 17 プラン
	・ 低圧電灯 PPA10 年プラン	なし	いくさか 10 プラン
低圧 動力	・ 低圧動力 PPA17 年プラン	なし	いくさか動力 17 プラン
高圧	・ 高圧 PPA17 年プラン	なし	いくさか High-17 プラン

2. 料金

契約種別ごとの料金は、次のとおりといたします。その他、詳しい適用条件等は、お客様が適用を受ける個別プラン定義書にてご確認ください。

低圧電灯

プラン名	基本料金	電力量料金		
	10A毎に	最初の 120kWhまで	120kWh超過 ～300kWh	300kWh超過分
シンプルプラン	305.03円	25.41円	29.59円	32.45円
小売10年プラン	305.03円	25.41円	29.59円	32.45円
いくさか17プラン	272.91円	22.77円	26.51円	29.04円
いくさか10プラン	295.35円	24.64円	28.71円	31.46円

低圧動力

プラン名	基本料金	電力量料金	
	1kW 毎に	冬季 (12月～3月)	その他季 (4月～11月)
いくさか動力 17 プラン	1023 円	19.03 円	17.71 円

電気需給契約に関する重要事項説明書

高圧

プラン名	基本料金	電力量料金	
	1kW 毎に	冬季 (12 月～3 月)	その他季 (4 月～11 月)
いくさか High-17 プラン	921.8 円	23.65 円	22.55 円

株式会社いくさかてらす（小売電気事業者登録番号 A 0 9 2 8）

〒399-7201 長野県東筑摩郡生坂村 5 0 7 4 番地 2

お問い合わせ先

電 話 ： 0263-69-2388 （受付時間 平日 9 時～17 時）

メー ル ： otoiawase@ikusaka-terasu.jp （受付時間 平日 9 時～17 時）